

# 説 明 資 料

## - 目 次 -

頁

### 相談体制の在り方について

1 ケースワーカーの資質向上の在り方について	1
2 福祉事務所の体制の在り方について	4
3 生活保護の実務の現状	7
4 他法他施策との関係	9

### 保護の要件の在り方

1 資産等の活用の在り方	10
2 稼働能力の評価・活用の在り方	16
3 扶養の在り方	17

## 相談体制の在り方について

### 1 ケースワーカーの資質向上の在り方について

#### (1) 社会福祉主事任用資格保有率

	査察指導員（生活保護担当以外を含む。）			現業員（生活保護担当）		
	職員数	有資格率	資格保有率	職員数	有資格者	資格保有率
10	2,879人	2,171人	75.4%	9,195人	7,134人	77.6%
11	2,892人	2,172人	75.1%	9,353人	7,062人	75.5%
12	2,852人	2,163人	75.8%	9,531人	7,158人	75.1%
13	2,893人	2,150人	74.3%	9,932人	7,373人	74.2%
14	2,913人	2,168人	74.4%	10,318人	7,693人	74.6%

社会福祉主事：社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等から任用される。福祉事務所の査察指導員及び現業員は社会福祉主事でなければならないとされている。

#### (2) 社会福祉士資格保有率

	査察指導員（生活保護担当以外を含む。）			現業員（生活保護担当）		
	職員数	有資格率	資格保有率	職員数	有資格者	資格保有率
10	2,879人	47人	1.6%	9,195人	121人	1.3%
11	2,892人	46人	1.6%	9,353人	115人	1.2%
12	2,852人	42人	1.5%	9,531人	191人	2.0%
13	2,893人	46人	1.6%	9,932人	194人	2.0%
14	2,913人	50人	1.7%	10,318人	211人	2.0%

社会福祉士：専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする。大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者等で社会福祉士試験に合格した者は、登録を受けて社会福祉士になることができる。

資料：福祉事務所現況調査（厚生労働省社会・援護局総務課）

各年10月1日の状況

### (3) 「生活保護担当職員の資質向上に関する提言」(生活保護担当職員の資質向上検討委員会)概要

#### 1) 課題

##### 問題解決の視点と課題

職務に対する魅力のつくり方

研修内容の充実、専門性の整理、担当職員業務内容の明確化が課題

組織的に取り組む仕事の進め方

制度の周知、専門性の確保、人事評価の適正化、研修システムの体系化が課題

##### 問題解決の基本的考え方

制度への信頼

- ・住民から信頼される業務遂行のあり方

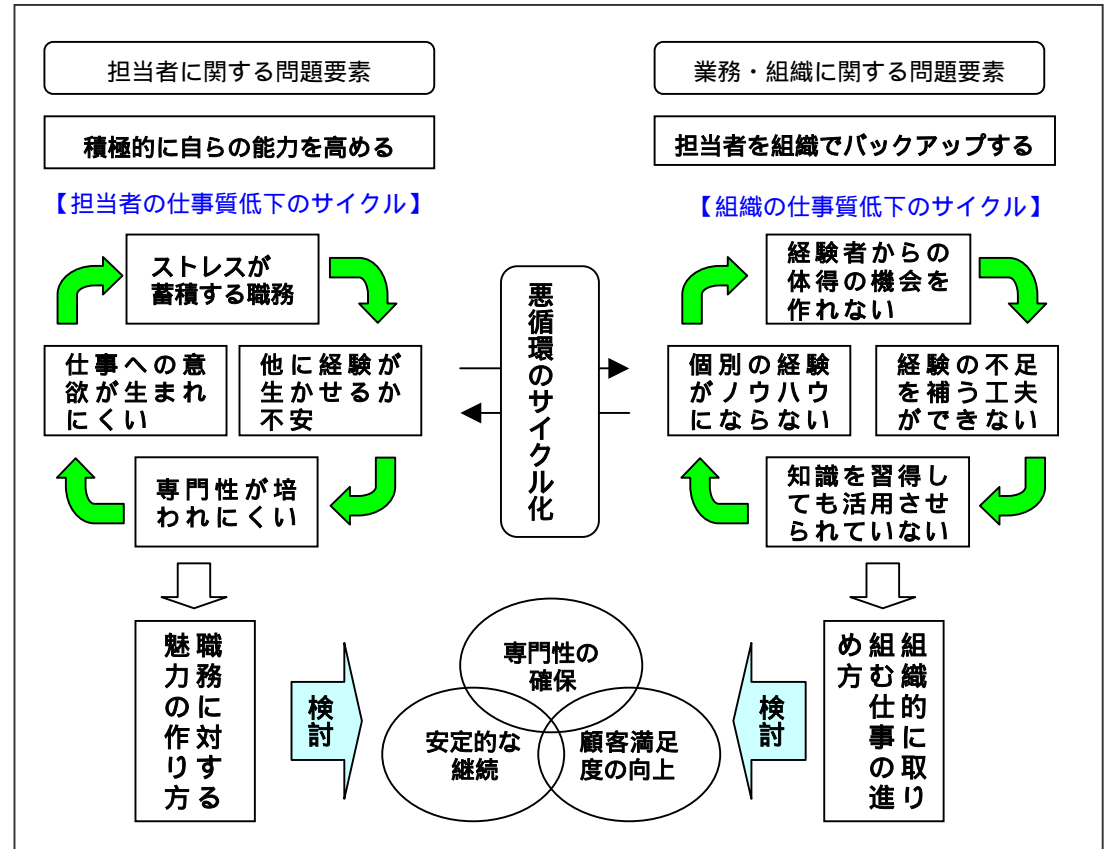
専門性の確保

- ・担当職員に専門性をどこまで求めるのか
- ・組織的に専門性をどう確保していくのか

業務の安定的な継続

- ・研修のあり方

#### 検討の基本フレーム



## 2) 資質向上のあり方

### 基本的枠組みを明示

- ・ 生活保護業務と一般的な福祉相談支援業務との区分、業務内容を明確化
- ・ 仕事の意義が感じられる研修や自らの仕事の結果を評価する研修等、現任研修を工夫、充実
- ・ 相談・監督の充実、他の組織等とのコーディネートや様々な専門家の活用等、査察指導員の業務向上
- ・ 職員の経験のバランスを図る、ケース検討会の定期的開催、研修環境の整備充実等、組織的に対応

### P D Sシステム (Plan Do See System) ~ 業務活性化のための新たな人事育成システム ~

#### 集中と選択の研修システム (目標・計画策定 : Planサポート)

- a 集中的に能力を向上を誘導する研修体系の構築
- b 実践カリキュラムの開発と教材の提供
- c 義務づけ研修の導入
- d 研修実施の責務と分担 (国、地方公共団体及び福祉事務所が有機的連携)

#### 説明責任を果たす情報提供システム (実践活動 : Doサポート)

- a 生活保護制度説明方法のマニュアル化
- b 実践研修カリキュラムと焦点化した教材を活用したOJT
- c 生活保護行政に係る情報発信 (広報) と他の行政部門とのネットワーク化
- d 説明責任という観点からのケース記録

#### 効果的な点検システム (点検・評価 : Seeサポート)

- a 自己評価・バックアップ体制の構築
- b 職場における職務遂行課題の洗い出し

## 2 福祉事務所の体制の在り方について

### (1) NPO等の民間団体との効果的な連携、アウトソーシングの事例

#### 「宿泊所入所者等相談援助体制強化事業」の実施

#### 1 目的

現在、東京都新宿区においては、路上生活者に対する保護は、その件数の多さから、住居となる宿泊所の確保を中心として行わざるを得ず、必ずしも入所後の健康・金銭管理の指導、就労確保の支援等が十分ではないことから、次の事業を実施。

#### 2 事業内容

(1) NPO団体の運営する宿泊所に主任生活援助相談員及び生活援助相談員(3名)を配置し、以下の相談援助活動を委託により行う。

日常生活に対する援助(食生活、健康管理、金銭管理等)

地域及び職場での対人関係に関する援助

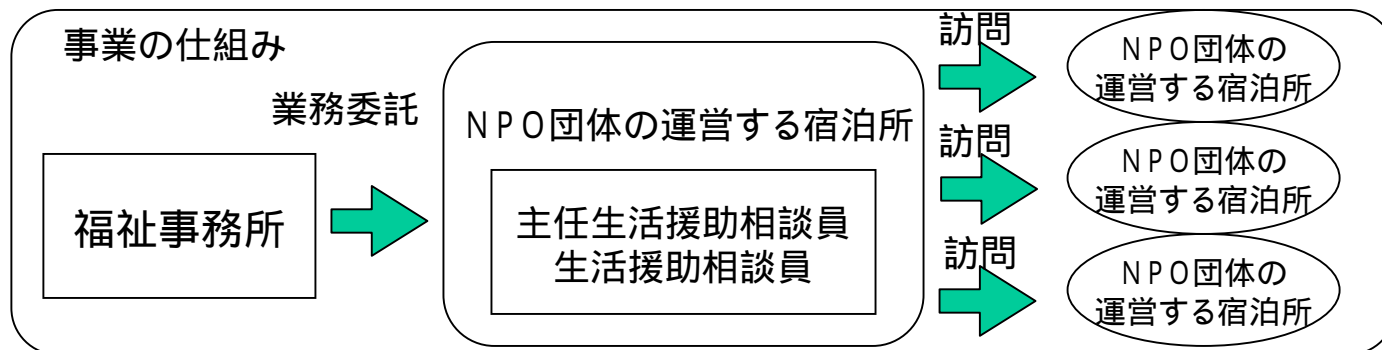
家族、親族との交流促進

求職活動、就労に関する支援

アパート等の住宅確保に関する支援

#### (2) 実施場所

基幹となる宿泊所(生活援助相談員を配置する宿泊所)及び地域の宿泊所(巡回)



#### その他福祉事務所における定型的事務のアウトソーシング

扶養義務調査等の各種調査のうち、郵送、資料整理等の定型的事務について、福祉事務所に配置される嘱託職員に行わせることなどにより、保護の適正実施を推進するとともに、ケースワーカーがその本来業務を重点的に行えるようにする。

## (2) 諸外国における民間と連携した公的扶助施策

### アメリカ合衆国

#### 貧困家庭一時扶助 (TANF)

未成年の児童等がいる世帯に対する扶助であり、原則として5年間までの給付

以下のような就労活動等を平均週30時間原則義務づけ(違反の場合、給付の減額又は停止)

- ・通常の雇用
- ・助成金が支給される民間又は公共部門での雇用
- ・実地職業訓練(on-the-job training)
- ・地域サービス施策(community service programs)
- ・職業教育訓練

#### メリーランド州の例

就労支援に当たって、地域諸団体との連携が行われている。

- 例) ・コミュニティカレッジにおける職業訓練コースの提供
- ・NPOによる運転教習の実施

### イギリス

#### 就労プログラム(ニューディール政策)

ブレア政権下の「福祉から就労へ」を主眼に置いた雇用対策プログラム

求職者手当( )を給付しながら、失業者の就労能力を向上させ、労働者として市場に送り込む  
最長4ヶ月の求職活動(公務員の資格を持つ個人アドバイザーの援助)

によっても就労できない場合には、以下のいずれかを選択

- ・補助金付き雇用
- ・職業訓練
- ・ボランティア団体での就労
- ・環境保護団体での就労

障害者対策では、民間の障害者向け就職あっせん組織(Job Brokers: 入札により就労支援に参加)への紹介も実施

#### 求職者手当

失業保険給付に相当する拠出制求職者手当と、資産調査を伴う資産調査制求職者手当の総称

職業安定所と求職協定を締結することを義務づけ(協定違反の場合、給付の停止)

### (3) 医療扶助におけるアウトソーシングの現状

各福祉事務所においては、被保護者に対する医療・保健面での専門的助言指導を行うため、保健所や医療機関等の関係機関との連携を図っている。

いわゆる社会的入院患者の退院に向けた支援を行うため、専任の嘱託職員を雇い上げ、その活用を図る。

(事業名:「退院促進個別援助事業」(平成16年度から実施予定))

指定医療機関からの診療報酬請求の内容点検については、半数以上の実施機関が民間の点検業者に委託している。

#### 自治体における関係機関との連携施策の事例

- ・福祉事務所、精神保健福祉センター、医療機関等の担当者による連絡会議及び合同ケース検討会を実施し、協力して自立支援を行っている。
- ・ケースワーカーの家庭訪問に、保健所の保健師が同行し、被保護者の保健指導等を行っている。
- ・看護師や保健師等の有資格者を、福祉事務所の嘱託職員として雇い上げ、被保護者の病状把握、保健指導を行っている。

#### 「退院促進個別援助事業」の概要(平成16年度～)

医療扶助費の約7割は入院に係る費用であり、いわゆる社会的入院の解消が緊急の課題とされている。このような社会的入院患者の退院に向けた支援を行うため、福祉事務所に嘱託職員を配置(又は社会福祉法人、NPO等適当な機関に委託)し、患者の退院阻害要因の把握、患者の状態に即した適切な受入先の確保及び退院後に必要なサービスのコーディネートを行う。

(生活保護費補助金のメニューとして実施予定)

#### 診療報酬明細書(レセプト)の内容点検の状況

- 実施体制別の実施機関数 -

実施機関数 *	点検業者委託	点検職員雇上	ケースワーカー・嘱託医等
1,183	643	392	148
100.0%	54.4%	33.1%	12.5%

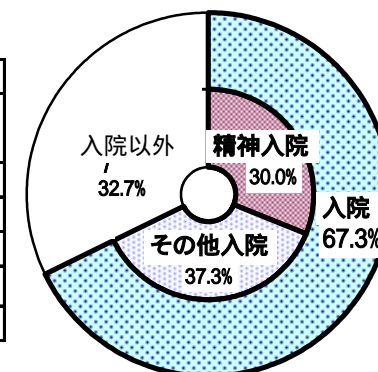
(H14年度実施状況:保護課調)

\* 本庁で一括実施している場合があるため、福祉事務所数とは一致しない。

レセプト点検に係る費用(委託料、賃金等)については、生活保護費補助金において補助。

(参考)医療扶助費の内訳(平成13年度)

H13	医療扶助費	
	総額 (億円)	構成比 (%)
合計	11,229	100.0
入院	7,557	67.3
精神	3,370	30.0
その他	4,187	37.3
入院以外	3,672	32.7



### 3 生活保護の実務の現状

#### (1) 会計検査院による検査結果

(1) 検査期間 平成15年1月～7月

(2) 調査対象県 24都道府県、130事業主体（平成14年は24都道府県、130事業主体）

#### (3) 指摘内容

ア 件数 8都府県市（12事業主体）21ケース（不当事項として平成15年に国会に報告された事項）  
（平成14年は10都府県市、11事業主体）

#### イ 指摘事由

就労収入の無申告及び過少申告により保護費が過大に給付されていた事例	14ケース
各種年金・恩給による収入の無申告により保護費が過大に給付されていた事例	2ケース
恩給を担保として借入を行い、その一時金収入の未申告により保護費が過大に給付されていた事例	2ケース
社会保険が適用される者に、医療費の全額が医療扶助として給付されていた事例	2ケース
就労収入及び各種年金による収入の無申告により保護費が過大に給付されていた事例	1ケース

#### ウ 不当支出金額（概数）（14年不当事項分）

過大保護費	85,393千円	(133,696千円)
過大国庫負担金	64,044	(100,185)
国庫返還金（時効消滅分を除く）	61,818	(86,643)
時効消滅額	2,226	(13,542)

#### (4) 不当支出が生じた要因

#### ア 被保護者の要因

稼働収入、各種年金についての申告が虚偽又は無申告

#### イ 実施機関の要因

収入申告書の徴収が不徹底

関係先調査が不十分 ・ 課税調査

・ 年金受給権の調査

調査結果の確認、照合が不十分



(2) 生活保護法に関する審査請求の年度別裁決件数

年 度	すべての審査請求事項			うち保護の開始又は変更申請の却下に関する事項		
	裁決件数（単位：件）		%	裁決件数（単位：件）		%
	総 数 [a]	うち認容裁決 [b]		総 数 [c]	うち認容裁決 [d]	
		[b]/[a]			[d]/[c]	
平成10	156	30	19.2%	81	26	32.1%
平成11	142	30	21.1%	59	21	35.6%
平成12	174	28	16.1%	75	16	21.3%
平成13	191	29	15.2%	74	12	16.2%
平成14	161	25	15.5%	61	14	23.0%

資料：福祉行政報告例

注) 「認容裁決」の主な理由としては、処分の理由附記不備、収入状況の認定誤り等がある。

4 他法他施策との関係 - 各種入所施設に入所する被保護者の各扶助の取扱い -

施設名	生活扶助	住宅扶助	医療扶助	他の制度による給付
救護施設	救護施設等基準生活費	なし	あり	住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費）
更生施設	救護施設等基準生活費	なし	あり	住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費）
病院	入院患者日用品費	なし	あり	食事代・住宅費・施設内サービスに係る人件費等（医療扶助）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護施設入所者基本生活費	なし	あり	食事代・住宅費・施設内サービスに係る人件費等（介護保険・介護扶助）
養護老人ホーム	なし	なし	あり	食事代・日常生活諸雑費・住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費）
婦人保護施設	なし	なし	あり	食事代・日常生活諸雑費・住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費）
軽費老人ホーム A型	居宅基準生活費	なし	あり	住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費等）
ケアハウス	居宅基準生活費	あり	あり	施設内サービスに係る人件費等（措置費等）
知的・精神障害者グループホーム	居宅基準生活費	あり	あり	施設内サービスに係る人件費等（支援費等）
母子生活支援施設	居宅基準生活費	なし	あり	住宅費・施設内サービスに係る人件費等（措置費）

# 保護の要件の在り方

## 1 資産等の活用の在り方

### (1) 保護受給中の累積金の取扱い

#### 生活保護法における原則

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。（生活保護法第4条第1項）

また、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。（生活保護法第8条第1項）

#### 累積金の取扱い

保護費を貯めて預貯金の形で保有しているものであっても、活用可能な資産として、まずそれを生活の維持のために活用することが必要。

ただし、被保護者が、生活費の計画的なやりくりを行うこと、例えば、耐久消費財の買い替えを行うために保護費を計画的に使用する場合等、家計のやりくりの中で一定の金銭を貯えることは容認。

また、入院・施設入所者のうち金銭管理能力のない者であって、各施設の長に金銭管理を委ねている者については、累積金の額が、加算等の6ヶ月分を超える時は、加算等の停止を実施。（近い将来医療が必要な場合はその額を配慮）

## (2) 一般世帯の貯蓄の状況

### 貯蓄額階級別・所得四分位階級別世帯数

所得四分位階級	総数	貯蓄がない	貯蓄がある											不詳
			総数	50万円未満	50～100万円未満	100～200	200～300	300～400	400～500	500～700	700～1000	1000万円以上	貯蓄あり額不詳	
総数	10,000	824	8,815	626	425	888	694	762	326	986	589	2,324	1,195	361
第1第	2,500	501	1,858	303	137	225	144	165	51	158	88	263	323	142
第2第	2,500	203	2,208	183	144	272	206	183	76	223	125	474	321	88
第3第	2,500	89	2,341	102	105	260	201	239	101	307	178	541	307	70
第4第	2,500	31	2,408	38	39	131	143	175	98	298	198	1,045	244	61

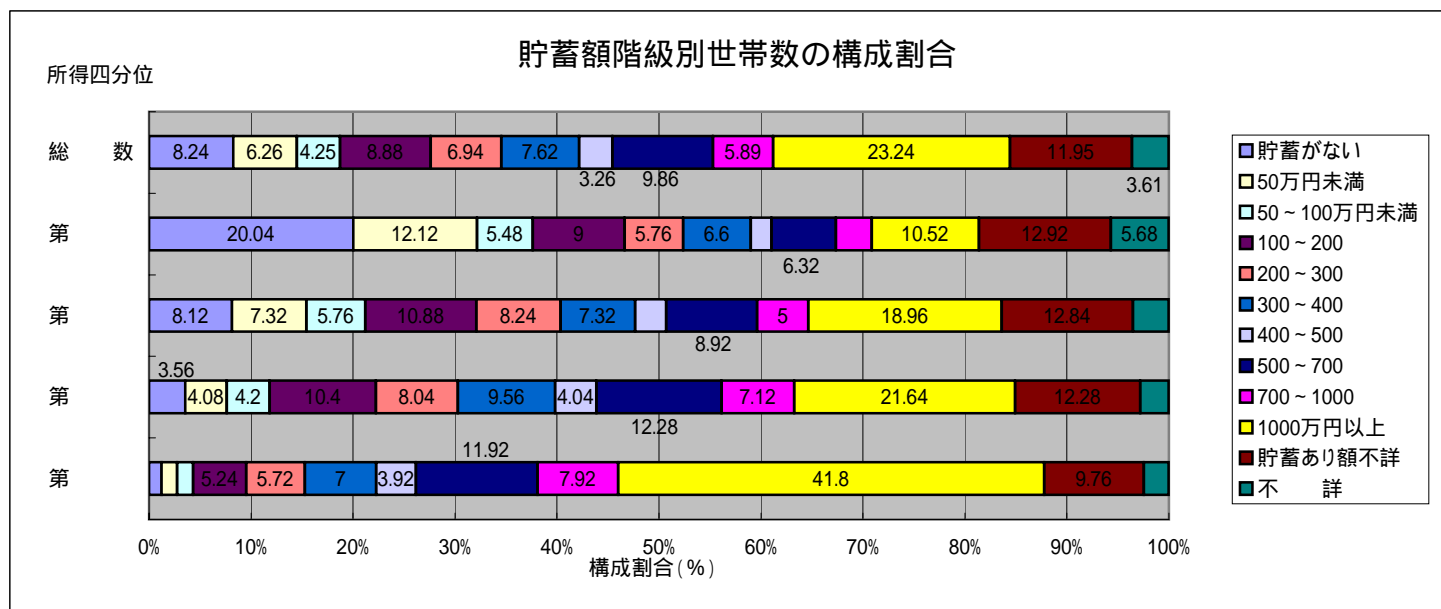
資料：国民生活基礎調査(平成13年)

注：「所得四分位階級」とは、調査対象世帯全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて4等分し、所得の低い世帯群から第1第・第2第・第3第及び第4第四分位階級とするもの。

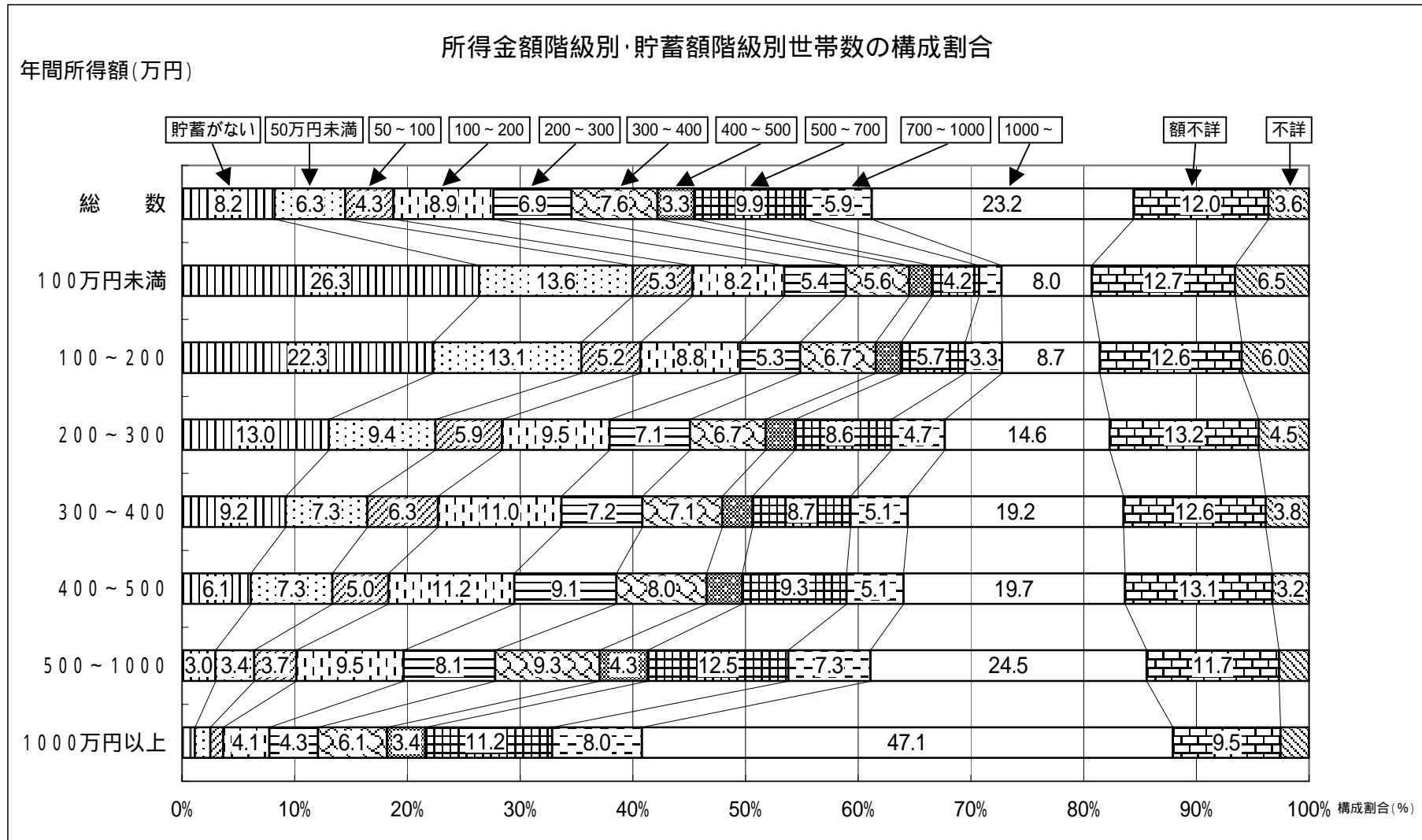
各分位の1世帯あたり平均所得金額

第1第四分位：157.2万円、第2第四分位：373.4万円、第3第四分位：628.7万円、第4第四分位：1248.9万円

注：単身者世帯(住み込み、まかない付きの寮・寄宿舎は除く。)を含む。



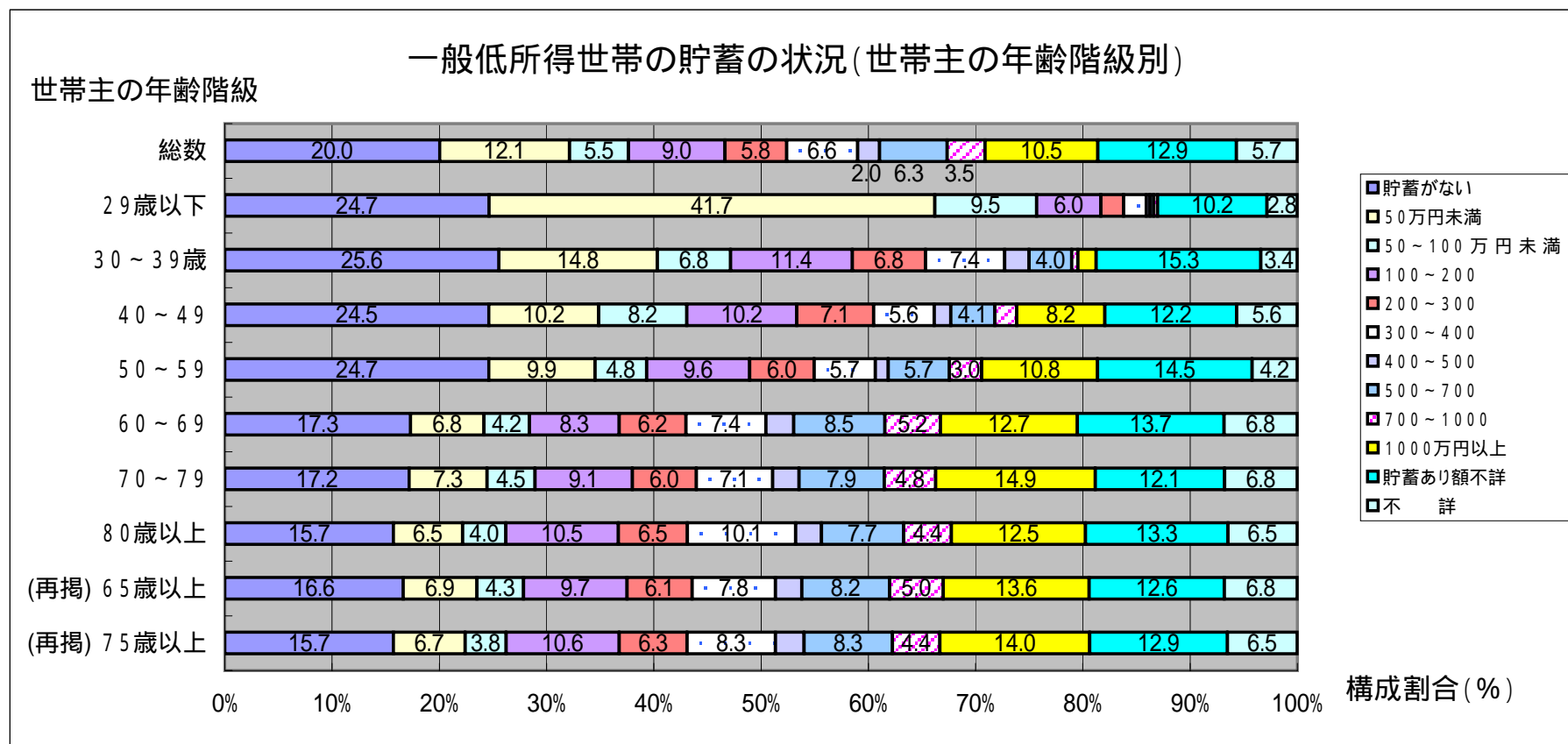
# 所得金額階級別にみた貯蓄額階級別世帯数の構成割合



資料:国民生活基礎調査(平成13年)

注)単身者世帯(住み込み、まかない付きの寮・寄宿舍は除く。)を含む。

# 一般低所得世帯の貯蓄の状況(世帯主の年齢階級別)



資料: 国民生活基礎調査(平成13年)

注: ここでの低所得世帯は「所得四分位階級」の第1四分位である。「所得四分位階級」とは、調査対象世帯全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて4等分し、所得の低い世帯群から第1四分位、第2四分位、第3四分位及び第4四分位階級としたもの。

各分位の1世帯あたり平均所得金額

第1四分位: 157.2万円、第2四分位: 373.4万円、第3四分位: 628.7万円、第4四分位: 1248.9万円

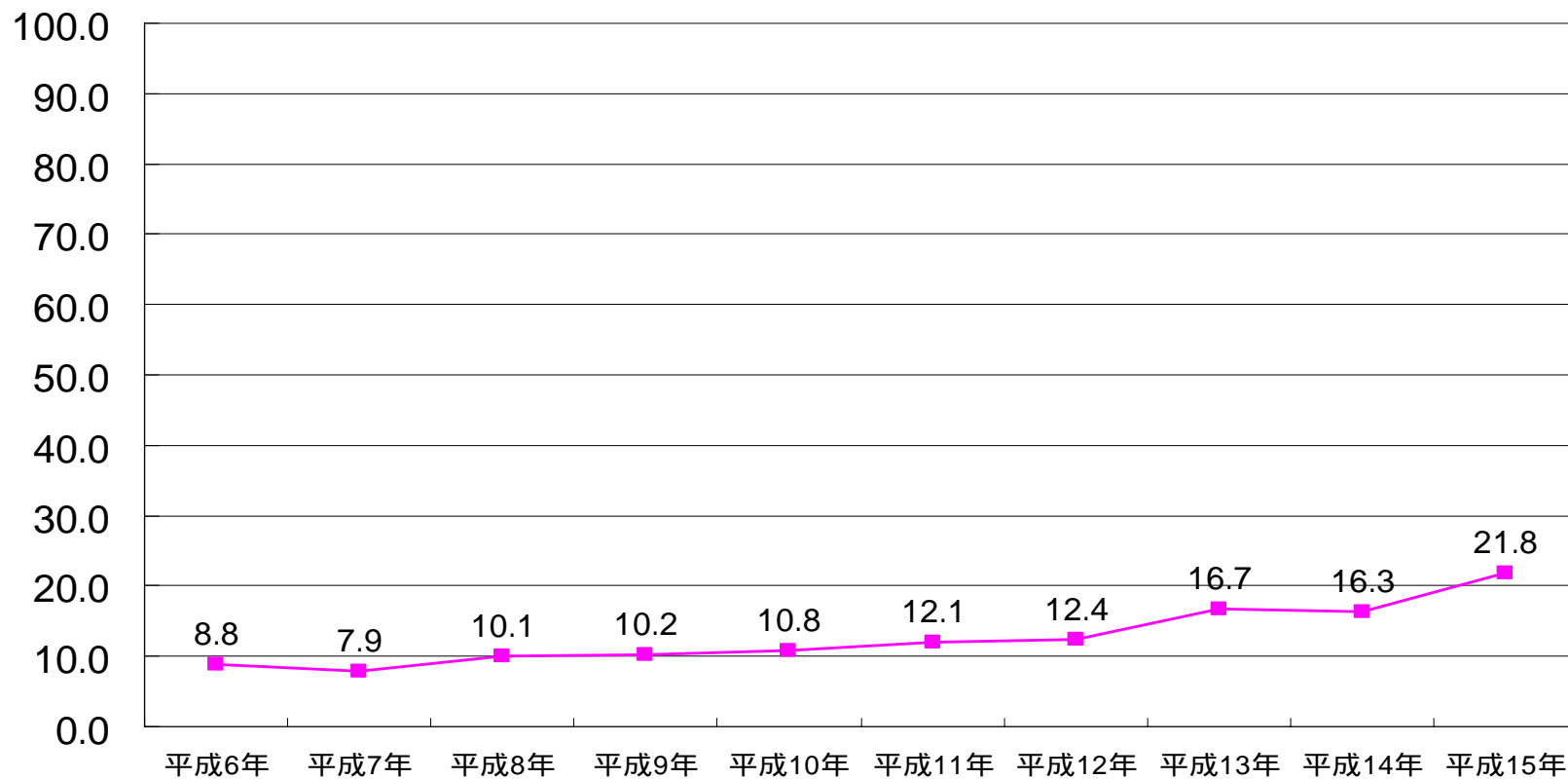
注: 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

注: 単身者世帯(住み込み、まかない付きの寮・寄宿舎は除く。)を含む。

注: 貯蓄は、世帯の貯蓄の合計額のみを把握し、種類別(貯蓄(預金)、保険料、有価証券、その他)には把握していない。

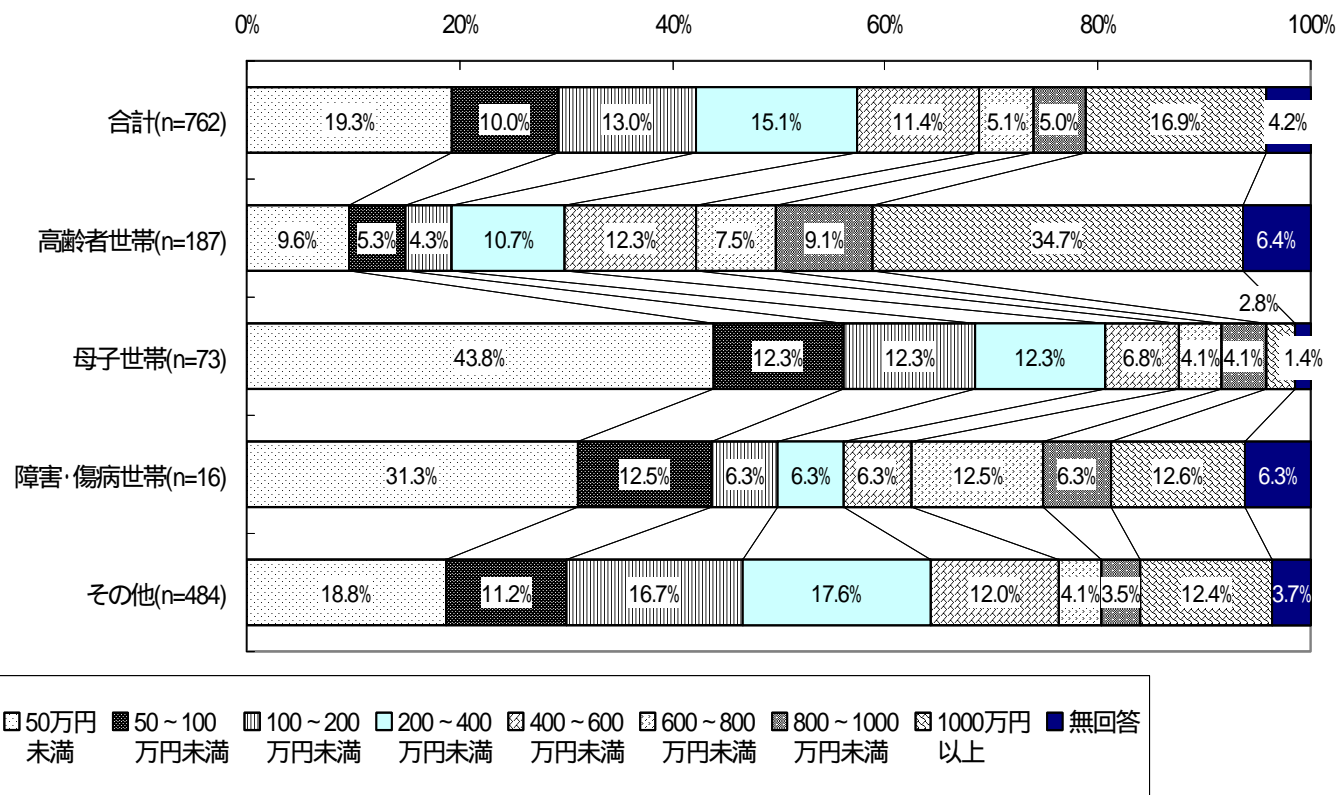
# 平成15年 家計の金融資産に関する世論調査（金融広報中央委員会調べ）

## 貯蓄を保有していない世帯



# 一般低所得世帯の金融資産の状況

(世帯類型別)



出典:「社会生活に関する調査 社会保障生計調査 結果報告書」

注) 一般低所得世帯:年間収入階級第一・五分位の世帯(社会保障生計調査(生計簿)の世帯)

注) 金融資産:預貯金、株式・債券等の時価、等を合計したもの

注) 平成14年2月時点の調査(社会生活に関する調査)



## 2 稼働能力の評価・活用の在り方

### 1 法律

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条第1項）。

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない（生活保護法第60条）。

### 2 稼働能力の活用の評価

生活保護制度において、能力の活用は保護受給の要件とされていることから、保護の実施にあたり、稼働能力の活用について、以下の3つの要素により判断を行う。

稼働能力を有するか

その稼働能力を活用する意思があるか

実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か

### 3 具体的な評価

#### (1) 稼働能力の評価

- ・ 稼働能力の評価に当たっては、要保護者の年齢、性別、経歴、健康状態、家族の状況等から総合的に判断。
- ・ 傷病等を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ生活保護法第28条の規定による検診命令等により把握。

#### (2) 稼働能力の活用意思や就労の場の有無の評価

- ・ 就労可能な被保護者に対し、就労状況及び求職状況の申告を求め、申告された就労・求職状況と当該地域における求人状況、賃金水準、就労日数、申告者の稼働能力等を勘案し、稼働能力の活用状況の評価。
- ・ 稼働能力が十分に活用されていないと判断される場合には、
  - a 就労している者に対しては転職を含む増収指導
  - b 就労していない者に対しては就労指導等稼働能力の活用について指導を実施。

### 4 就労指導

#### (1) 保護申請時における助言援助

要保護者が、自らの稼働能力等の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言援助を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、稼働能力の活用に係る保護の要件を欠くものとして申請を却下。

#### (2) 保護受給中における指導

保護受給中の者については、随時、(1)と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて生活保護法第27条の規定による指導指示を実施。

- a 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む）を可能とするに至ったとき
  - b 義務教育の終了又は傷病者の介護若しくは乳幼児等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき
  - c 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき
  - d 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職が可能となるとき
- 指導指示を行うに当たっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行い状況の把握に努めるとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情等に配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意。

生活保護法第27条の規定による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき等は、文書による指導指示を実施。

文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて生活保護法第62条の規定により所定の手続を経た上当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を実施。

### 3 扶養の在り方

#### (1) 扶養及び扶養調査に係る現行の取扱い

##### 1 法律

###### (1) 生活保護法

民法に定める扶養義務者の扶養は、すべて生活保護法による保護に優先する（第4条第2項）

###### (2) 民法

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。  
（第752条）

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある。  
（第877条第1項）

夫婦、直系血族及び兄弟姉妹を、生活保護制度では「絶対的扶養義務者」という。

家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。（第877条第2項）

三親等内の親族（ただし、絶対的扶養義務者を除く。）を、生活保護制度では「相対的扶養義務者」という。

##### 2 実施要領上の取扱い

要保護者に民法上の扶養義務を履行できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先。

###### (1) 扶養義務者の有無の調査

次に掲げる扶養義務者について、本人の申告を受け、必要があれば戸籍謄本等で確認

絶対的扶養義務者

相対的扶養義務者のうち、現に当該要保護者等を扶養している者  
相対的扶養義務者のうち、過去に当該要保護者等から扶養を受ける等特別な事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

###### (2) 扶養の可能性の調査

(1)の～の扶養義務者について、要保護者その他により聴取する等の方法で扶養の可能性を調査

###### (3) 扶養能力の調査

生活保持義務関係（夫婦、親子（未成熟の子）間）にある扶養義務者

扶養の可能性が期待されるその他の扶養義務者について実地や書面等で扶養能力を調査。

###### (4) 保護開始後の扶養能力及び履行調査

変動が予想されれば速やかに調査、少なくとも年1回程度実施。

###### (5) 扶養の履行が期待できない者に対する調査

要保護者の生活歴等から特別な事情があり、明らかに扶養ができない者、夫の暴力（DV）から逃れてきた母子等、扶養義務者に対し扶養を求めることが要保護者の自立を阻害することとなり、明らかに扶養義務の履行が期待できない場合は、生活保持義務関係にある扶養義務者に対して直接照会せず、関係機関等に対して照会を行い扶養能力を把握。

(2) 厚生労働省監査実施福祉事務所の扶養能力調査の状況

		平成11年度	平成12年度	平成13年度
扶養調査先別件数	総数 (A)	32,484	28,765	34,356
	前夫等 (B)	888	955	924
	親 (C)	4,150	3,631	4,378
	子 (D)	8,838	7,939	9,816
	その他 (E)	18,608	16,240	19,238
扶養義務履行件数	総数 (F)	1,048	730	737
	(F/A)	3.2%	2.5%	2.1%
	前夫等 (G)	88	85	85
	(G/B)	9.9%	8.9%	9.2%
	親 (H)	145	131	104
(H/C)	3.5%	3.6%	2.4%	
子 (I)	326	298	335	
(I/D)	3.7%	3.8%	3.4%	
その他 (J)	489	216	213	
(J/E)	2.6%	1.3%	1.1%	
扶養不能 (K)	24,606	22,743	26,440	
(K/A)	75.7%	79.1%	77.0%	
未回答 (L)	6,815	5,292	6,953	
(L/A)	21.0%	18.4%	20.2%	

資料:生活保護法施行事務監査資料

扶養義務者の状況(平成9年度)

総世帯数	扶養義務者のいる世帯	仕送り者のいる世帯 (A)	仕送り者数 (B)	仕送り総額 (月額) (C)	仕送り者一世帯当たりの仕送り月額 (C/A)	仕送り者一人当たりの仕送り月額 (C/B)
(世帯)	(世帯)	(世帯)	(人)	(千円)	(円)	(円)
605,350	564,170	49,670	60,610	701,328	14,120	11,571

資料:平成9年被保護者全国一斉調査(個別)(7月1日現在)

(3) 一般世帯の仕送りの状況

所得の種類別、所得四分位階級別・世帯類型別世帯数

所得四分位階級	所得の種類 世帯類型	世帯数						当該所得のある世帯の割合(%)					
		総数	雇用者所得	公的年金・恩給	公的年金・恩給以外の 社会保障給付金	仕送り	その他	総数	雇用者所得	公的年金・恩給	公的年金・恩給以外の 社会保障給付金	仕送り	その他
総数	総数	7,623	5,561	3,482	648	275	2,405	100.0	73.0	45.7	8.5	3.6	31.5
	高齢者世帯	1,360	200	1,308	75	43	452	100.0	14.7	96.2	5.5	3.2	33.2
	母子世帯	115	104	10	54	3	14	100.0	90.4	8.7	47.0	2.6	12.2
	その他の世帯	6,148	5,257	2,164	519	229	1,939	100.0	85.5	35.2	8.4	3.7	31.5
第1	総数	1,906	697	1,088	193	210	383	100.0	36.6	57.1	10.1	11.0	20.1
	高齢者世帯	753	46	710	55	35	149	100.0	6.1	94.3	7.3	4.6	19.8
	母子世帯	75	65	4	36	2	9	100.0	86.7	5.3	48.0	2.7	12.0
	その他の世帯	1,078	586	374	102	173	225	100.0	54.4	34.7	9.5	16.0	20.9
第2	総数	1,906	1,278	925	177	29	529	100.0	67.1	48.5	9.3	1.5	27.8
	高齢者世帯	428	63	425	11	7	156	100.0	14.7	99.3	2.6	1.6	36.4
	母子世帯	35	34	4	17	1	3	100.0	97.1	11.4	48.6	2.9	8.6
	その他の世帯	1,443	1,181	496	149	21	370	100.0	81.8	34.4	10.3	1.5	25.6
第3	総数	1,905	1,739	705	191	17	620	100.0	91.3	37.0	10.0	0.9	32.5
	高齢者世帯	129	54	126	5	1	95	100.0	41.9	97.7	3.9	0.8	73.6
	母子世帯	4	4	1	1	-	2	100.0	100.0	25.0	25.0	-	50.0
	その他の世帯	1,772	1,681	578	185	16	523	100.0	94.9	32.6	10.4	0.9	29.5
第4	総数	1,906	1,847	764	87	19	873	100.0	96.9	40.1	4.6	1.0	45.8
	高齢者世帯	50	37	47	4	-	52	100.0	74.0	94.0	8.0	-	104.0
	母子世帯	1	1	1	-	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-
	その他の世帯	1,855	1,809	716	83	19	821	100.0	97.5	38.6	4.5	1.0	44.3

資料：国民生活基礎調査(平成14年)

注：「所得四分位階級」とは、調査対象世帯全世帯の所得を低いものから高いものへと順に並べて4等分し、所得の低い世帯群から第1・第2・第3及び第4四分位階級とするもの。

各分位の1世帯あたり平均所得金額

第1四分位：157.2万円、第2四分位：373.4万円、第3四分位：628.7万円、第4四分位：1248.9万円

注：「その他の世帯」には、「父子世帯」を含む。

注：所得の種類は重複計上になっている。

## 所得の種類別にみた1世帯当たり平均所得金額の年次推移

(単位：万円(年額))

年次	総所得	雇用者所得	公的年金・ 恩給	年金以外の 社会保障給 付金	仕送り	その他
	1世帯当たり平均所得金額					
平成4年	647.8	499.1	58.1	3.1	3.3	84.1
5	657.5	511.6	56.5	2.5	3.4	83.6
6	664.2	502.6	63.4	3.8	4.5	89.8
7	659.6	505.3	67.0	2.8	4.0	80.4
8	661.2	502.8	74.2	2.9	4.4	76.8
9	657.7	493.8	75.2	3.6	5.1	79.9
10	655.2	490.3	81.6	3.2	5.1	75.1
11	626.0	463.2	81.5	3.8	3.4	74.1
12	616.9	445.5	87.1	3.4	3.4	68.9
13	602.0	436.3	90.4	4.5	3.8	62.3
	構 成 割 合 (単位：%)					
平成4年	100.0	77.0	9.0	0.5	0.5	13.0
5	100.0	77.8	8.6	0.4	0.5	12.7
6	100.0	75.7	9.5	0.6	0.7	13.5
7	100.0	76.6	10.2	0.4	0.6	12.2
8	100.0	76.0	11.2	0.4	0.7	11.6
9	100.0	75.1	11.4	0.5	0.8	12.1
10	100.0	74.8	12.5	0.5	0.8	11.5
11	100.0	74.0	13.0	0.6	0.5	11.8
12	100.0	72.2	14.1	0.6	0.5	11.2
13	100.0	72.5	15.0	0.7	0.6	10.3

資料：国民生活基礎調査(平成14年)